

平成26年度 香川の食のアンテナショップ「さぬきダイニング」プロデュース事業

募集案内(新規)

募集期間 平成26年6月26日(木)～7月25日(金)

1. 事業趣旨

香川県では、優れた県産食材やそれを使った「香川の食」の認知度向上を図るため、官民一体となって「さぬきうまいもんプロジェクト実行委員会」を設立し、「さぬきの食」をテーマとしたイベントを県内各地で実施するなど、一連の事業を展開しているところです。

この一環として、県産食材の認知度向上を図るとともに、優れた「香川の食空間」を支援するため、県産食材を使用した幅広い料理を提供し、さぬきの食の「ショールーム」、「情報発信拠点」として機能する飲食店舗を「さぬきダイニング」として認定します。認定された飲食店舗は、県産品フェアやワークショップなどにより、積極的な香川の食の情報発信を行い、県産食材、「さぬきダイニング」の認知度の向上に取り組むものです。

2. 事業主体

香川県、さぬきうまいもんプロジェクト実行委員会

3. 募集対象

香川県内で営業する飲食店舗とします。ただし、応募店舗は1事業者あたり1店舗に限ります。

(飲食店舗の要件)

- ①県内で和食、洋食、中華料理その他の料理を提供する飲食店舗であり、県産食材を使用した幅広い料理メニューを提供する店舗であることとします。
- ②応募時点で6ヶ月以上の営業実績を持ち、現に営業継続中の店舗に限ります。
- ③ホテルや大規模店舗等の一部門を対象とすることも可とします。ただし、利用者については宿泊者や会員に限定することなく、一般の方が利用できる店舗とします。
- ④県外からの応募も可とするが、対象施設の事業場所は県内に限ります。
- ⑤店舗の経営又は運営に関わる事業者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある団体でないこととします。

4. 「さぬきダイニング」としての役割

- ①香川の食の「情報発信拠点」としての役割を担い、県産食材を使った幅広い料理を提供すること。
- ②県産食材を使ったメニューの開発や、県産食材の認知度向上のための取組みを継続して実施すること。
- ③調理師を配置し安心安全な料理を提供する環境を整備すること。
- ④来客に対して県産品の説明が的確に行われること。
- ⑤県に提案した県産食材の認知度向上のための事業（県産品フェア2回程度）を実施すること。

5. 「さぬきダイニング」認定支援までの流れ

- (1) 平成26年度香川の食のアンテナショップ「さぬきダイニング」プロデュース事業への応募
- (2) 選考委員会が審査し、基準を満たす飲食店舗を選考
- (3) 選考された飲食店舗を運営する事業者（以下「事業者」という。）と県が「さぬきダイニング」の運営についての協定を締結。

（協定の期間）

協定締結の日～平成27年3月31日

※期間終了後も基準を満たしていれば、更新可能。

（協定の内容）

- ・事業者の役割（上記4. 「さぬきダイニング」としての役割参照）
 - ・事業者に対する県の支援
（下記6. 事業提案に基づく支援、下記7. 県が直接行う支援を参照）
 - ・その他「さぬきダイニング」の運営について必要な事項
- (4) 県と協定を締結した新規認定店舗は、「さぬきダイニング」として県産食材の認知度向上のための事業（県産品フェア）を提案し実施するものとします。
 - (5) 県は事業（県産品フェア）実施に必要な経費の負担を行うとともに、さぬきダイニング全体のプロモーションなどで支援を行うものとします。

6. 事業提案に基づく支援

- (1) 支援の方法

県に提案した事業内容に基づき、県と事業者が委託契約を締結します。

- (2) 事業委託金の使途

- ①県に提案のあった県産食材の認知度向上のためフェアのうち、県が認めた事業に要する経費とします。

(3) 事業委託金の上限等

- ①委託金額は、事業者から提出された企画書、見積書等に基づき審査の上、決定します。
- ②委託金額は、1店舗あたり、委託締結の日～平成27年2月28日の期間中20万円を限度とし、予算の範囲内で支援します。
- ③委託金の対象となる経費区分
講師等謝金、店舗運営者・講師等の旅費、消耗品費（単価3万円未満の物品）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、食品検査等手数料、広告費、装飾費、メニュー開発費（委託締結日～平成27年2月28日まで）とします。

7. 県が直接行う支援

- ①「さぬきダイニング」の看板等の交付
- ②県産食材に関する情報提供
- ③県産食材の調達の斡旋
- ④県産食材を使って開発された料理メニューのPR、店舗に関する情報発信等

8. 選考基準

- ①香川の食の「情報発信拠点」としての役割を担い、県産食材を使った幅広い料理を提供できること。
- ②県産食材を使ったメニューの開発や、県産食材の認知度向上のための取組みを継続して実施できること。
- ③調理師を配置し安心安全な料理を提供する環境が整備されること。
- ④経営者の営業理念が店舗責任者、従業員等に徹底されていること。
- ⑤店舗責任者又は料理責任者が自ら食材探しを実施していること。
- ⑥来客に対して県産品の説明が的確に行われていること。
- ⑦県産食材の認知度向上のためのフェアやその他の事業提案が効果的かつ適切であること。
- ⑧概ね20席以上の収容能力を有すること。
- ⑨経営者の営業理念が店舗責任者、従業員等に徹底されていること。
- ⑩店舗運営事業者が県産品の認知度向上に取り組んでいること。
- ⑪店舗運営事業者の財務体質が健全であること。
- ⑫県産食材を使用したフェアを提案し2回程度実施できること。実施するフェアは、魅力的かつ効果的であり、実現可能性、県産品の情報発信力等に優れていること。

9. 募集期間

平成26年6月26日（木）～7月25日（金）

10. 応募方法

- (1) 提出書類

応募しようとする事業者は、以下の内容を記載した書類を、1部提出すること。

(選考申込書以外は電子媒体での提出も可)

①選考申込書

ア) 店舗の概要等

イ) 現在実施している県産食材を使った料理の提案や、県産品の認知度向上のための取組内容

ウ) 県産食材の認知度向上のための事業(県産品フェア)計画書(参考になる資料があれば添付すること。)

※認定後、さぬきダイニング全体のプロモーションとして、地域情報誌などに定期的に活動内容の紹介を行います。

②添付資料

ア) 事業者の事業内容及び財務状況がわかる書類(直近の3ヶ年度分)

イ) 事業者の組織がわかる書類

ウ) 飲食店営業許可証の写し

エ) 飲食店舗の位置図(所在がわかるもの)

オ) 飲食店舗の平面図

カ) メニュー表

キ) 飲食店舗の写真(外観、店舗内部がわかるもの)

ク) 県税に滞納がないことの証明

ケ) その他参考になるもの

(2) 提出方法等

①提出方法 持参又は郵送による

②提出期間 平成26年6月26日(木)～平成26年7月25日(金)

持参の場合は、午前8時30分～午後5時15分

(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)

郵送の場合は、平成26年7月25日(金)までの消印有効

③提出先 13. のとおり

(3) その他

応募資料は返却いたしません。また、応募資料の作成等に要した経費は、応募者においてご負担願います。

11. 審査・決定

(1) 審査

事業者からの提出書類を基に、現地調査(プレゼンテーション、試食、質疑応答等)審査を行い、選考決定します。なお、現地調査の日程は別途通知します。

結果は、文書で通知します。

(2) 「さぬきダイニング」の認定

選考した飲食店舗を「さぬきダイニング」に認定し、事業者と協定を締結します。

12. 留意事項

- (1) 認定に際して条件を付すことがあります。
- (2) 以下の場合、認定を取り消すことがあります。
 - ①事業者から申し出があった場合
 - ②事業者が責務を果たすことが不可能と判断した場合
 - ③申請と異なる事実があった場合
 - ④その他「さぬきダイニング」としてふさわしくない行為があった場合

13. 問合せ先

〒760-8570 高松市番町4丁目1-10

香川県政策部県産品振興課 総務・振興グループ 大川

電話 087-832-3385 FAX087-806-0237